

理事並本組合本部役員を以て組織し組合長之を召集す但し理事の半数以上の要求ある時は臨時召集し理事は各支部組合員五十名迄で一名兩名迄で二名以上百名を越すことによりて選出するの割合を以て選出する理事會議長は組合長之に任じ理事は出席理事の過半数を以て法に可同数なる場合議長を互選す

三、執行委員及び組合長主事會計執行委員を以て組織し大会並に理事會議決に基き会務を執行す

四、會計會議は本組合會計支部會計會計検査員を以て組織し會計會三分の一以上の要求ありたる場合臨時開催することを得

第五條

本組合に次の役員を置く
一、組合長一名 二、主事一名 三、會計一名 四、執行委員若干名 五、會計検査委員若干名
一、組合長は大会に於て選挙し本組合を代表し事務を統理し一切の責に任ず
二、主事は大会に於て選挙し組合長を輔けて事務を執理す
三、會計日大會に於て選挙し本組

計検査委員長之を召集し本部乃至部の會計及び會計事務を検査す

五、支部長會議は本組合の重要なる決議並に執行事務に關する諮問機關にして全支部長を以て組織し三ヶ月に一回開催し組合長之を召集す

六、支部聯合委員會議は本組合執行委員會の補助機關にして全支部聯合委員長を以て組織し必要ある毎に執行委員會之を召集す

七、支部聯合委員會は一定地区に於ける全支部活動の執行機關にして支部選出委員を以て組織し支部聯合委員長之を召集す

八、支部總會は組合員及支部役員を以て組織し毎年一回支部長之を召集し但し幹事會必要と認めたる場合又は組合本部の會計を掌り支部聯合會計を監督す

四、執行委員は大会に於て選挙し組合長主事を輔けて会務を執理するものとす

五、會計検査委員長及會計検査委員は大会に於て選挙し本部及支部の會計を監督するものとす

第六條

本組合支部に次の役員を置く
一、支部長一名 二、幹事若干名 三、會計一名
一、支部長は支部總會に於て選出され支部全體に於て選出され且更に執行委員は支部總會に於て選出し支部長